

情報公開答申第137号

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）3月5日付け令5統計分析第999号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求（添付書類は省略）

審査請求人は、令和6年2月29日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「〔〇〇課〕別添のとおり、貴課の〇〇さんについて関係する文書すべて（メモ含む）なお、本事件は、〇〇高裁に控訴されました。また、本件を含めて、警察が事件捜査中です。」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

本件請求に対し、請求のあった公文書は存在しないことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年3月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由（添付書類は省略）

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より。添付文書は省略）

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

（1）条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

これは、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、匿名の作文や反省文、カルテ等の個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報や、特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報をいうとされている。

（2）条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、本件公文書は存在するが不開示とする、又は本件公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、本件公文書を開示したときと同様に、条例第7条各号に定める不開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分について

本件請求は、開示請求書に別添として、過去に審査請求人が裁判所に提出したものと推察される証拠申出書と題された審査請求人の自己情報が記載されている資料等が添付（以下「別添資料」という。）され、当該別添資料に関連する情報として、特定

の個人に関する公文書の開示を求めるものであり、これに対して実施機関は、本件公文書は存在しないとして不開示決定を行っている。

しかし、本件開示請求書及び添付資料から判断される本件請求の内容は、特定の職員が審査請求人に関して行った職務に係る情報が記載された公文書の開示を求めるものであって、これは、審査請求人本人の自己情報の開示を求める請求であることにはかならず、仮に本件公文書は存在するが条例の定める不開示情報に該当するとして不開示決定を行った場合、あるいは、本件処分のように本件公文書が存在しないことを理由として不開示決定を行った場合は、別添資料に記載された審査請求人本人に関する情報に関連することが記録された公文書が存在する事実又は存在しない事実を明らかにするものと認められる。

したがって、本件公文書の存否を答えることは、条例第7条第1号に定める個人に関する情報を開示することとなるため、本来は、条例第10条により、本件公文書の存否を明らかにせずに本件請求を拒否（以下「存否応答拒否」という。）する不開示決定をすべきであったことが認められるが、本件処分を取消し、改めて存否応答拒否による不開示決定をしても実益はなく、また実施機関は既に本件公文書の存否を明らかにして本件処分を行っていることから、審査請求人の不利益に処分の変更を認めない行政不服審査法第48条の趣旨を踏まえると、本件公文書の不開示決定をした点において、本件処分は結論において妥当と言わざるを得ない。

3 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　月　日	経　過
令和　6年　4月22日	実施機関から諮問を受けた。
令和　7年　3月24日	事案の審議を行った。
令和　7年　7月24日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和7年7月24日現在)